

現行計画策定後の社会情勢の変化

1. 社会情勢の変化

現行計画策定後における法令・計画等の状況は表 1.1 のとおりであり、主な法令・計画等の内容を以下に示す。

表 1.1 法令・計画等の状況

年度	法令・計画等の状況
平成 30 年度	「第五次環境基本計画」閣議決定
	「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
	「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
令和元年度	「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
	「プラスチック資源循環戦略」策定
	「浄化槽法」改正
令和 2 年度	レジ袋（プラスチック製買物袋）有料化
	菅首相「2050 年カーボンニュートラル宣言」
令和 4 年度	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行

1) 第五次環境基本計画

「地域循環共生圏」の創造を目指し、分野横断的な 6 つの重点戦略を設定している。このうち「健康で心豊かな暮らしの実現」においては、持続可能なライフスタイルと消費への転換（倫理的消費※）、食品ロスの削減などが掲げられている。

※倫理的消費（エシカル消費）とは、「安さ」や「便利さ」を追求するのみならず、その背後に隠れた社会的費用についても意識し、人や社会、環境に配慮した消費行動をいう。

2) 第四次循環型社会形成推進基本計画

令和 7 年度を目標年次とし、「1 人 1 日当たりのごみ排出量」を 850g/人・日、「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」（資源ごみ及び集団回収除く）を 440g/人・日、「事業系ごみ排出量」を全国値で 1,100 万 t/年（令和元年度と比較して 16%削減相当）とすることとしている。

また、第四次計画から新たに食品ロス量の指標が追加されており、家庭系食品ロス量及び事業系食品ロス量※を平成 12 年度比で半減することとしている。

※事業系食品ロス量目標値は、食品リサイクル法の基本方針で設定するとしており、当該基本方針にて家庭系ごみと同様に半減させることが示された。

3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定められる計画であり、2022 年度（令和 4 年度）を目標年次とし、「ごみのリサイクル率」を 27%とすることとしている。

その他、最終処分場の残余年数、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率など、施設整備に関する重点目標が定められている。

4) 食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年 10 月 1 日に施行された法律で、食品ロスの削減に関し、国や地方公共団体等の責務等を明らかにし、食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めている。

事業系食品ロスには、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられる。家庭系食品ロスは、「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」となっている。

5) プラスチック資源循環戦略、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和元年 5 月、循環型社会形成推進基本法に基づき「プラスチック資源循環戦略」が策定された。基本原則を「3R+Renewable（持続可能な資源）」とし、リデュース、リユース・リサイクル、再生利用・バイオマスプラスチックについてマイルストーンを定めている。

プラスチック資源循環戦略のマイルストーン	
リデュース	➤ 2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制
リユース・リサイクル	➤ 2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザイン ➤ 2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクル ➤ 2035 年までに使用済みプラスチックを 100%リユース・リサイクルなどにより、有効利用
再生利用・ バイオマスプラスチック	➤ 2030 年までに再生利用を倍増 ➤ 2030 年までにバイオマスプラスチック約 200 万トン導入

〔出典〕「プラスチック資源循環戦略」（令和元年 5 月）より抜粋

さらに、令和 4 年 4 月には、「プラスチック資源循環促進法」が施行された。法では、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じることを示している。

これに基づき、今後は容器包装プラスチックとプラスチック製品の一括回収や、市町村とリサイクル事業者における中間処理の一体的実施など、大きな動きが予想される。

（市区町村の分別収集・再商品化の促進）

- ・プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。
- ・市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。

主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することを可能にする。

〔出典〕「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 4 年 4 月）より抜粋

5) 浄化槽法の一部改正

単独処理浄化槽の転換と浄化槽の管理の向上を進めるため、法改正が行われた。

これに伴い、合併処理浄化槽を整備する際に活用できる「循環型社会形成推進交付金」において、対象事業が強化されている。

2. 本市の状況

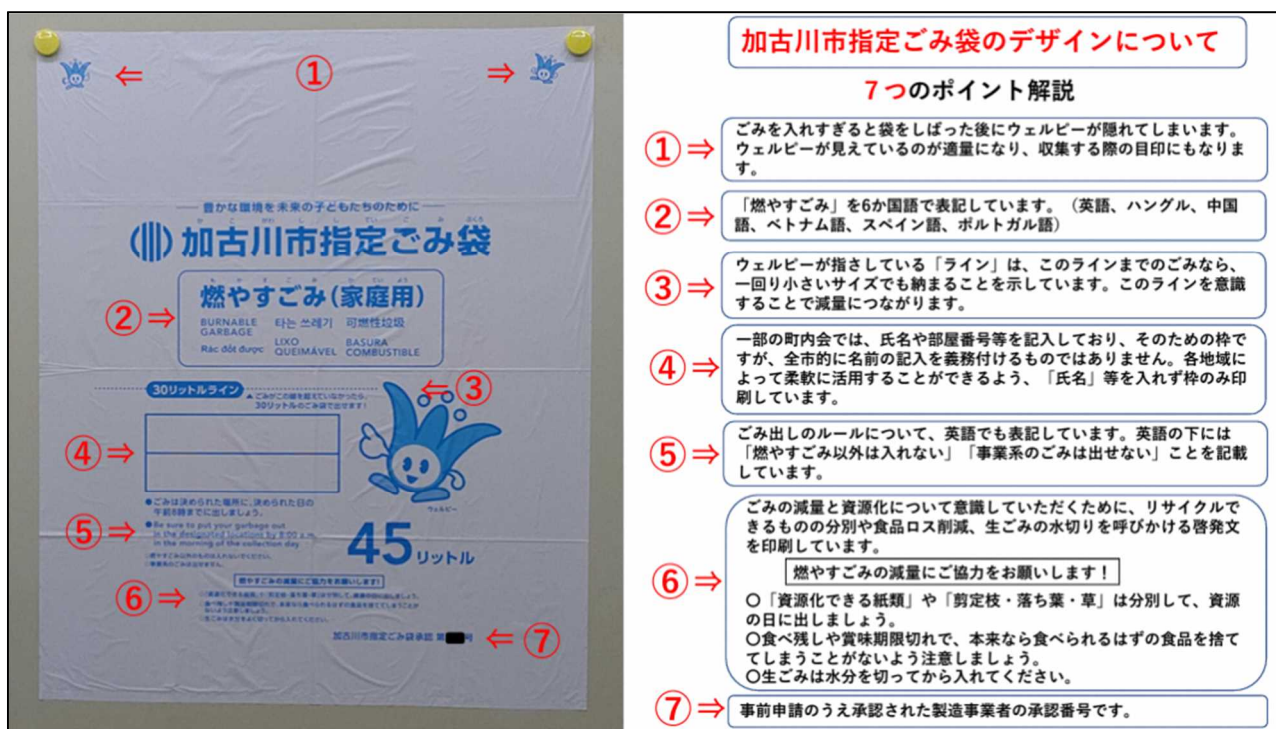
現行計画策定後における本市の状況は表 1.2 のとおりであり、具体的な内容を以下に示す。

表 1.2 本市の状況

年度	法令・計画、主要施策の導入状況
平成 30 年度	家庭系剪定枝・草の分別収集開始（7 月）
令和 3 年度	指定ごみ袋制度開始（6 月）
	「加古川市気候非常事態宣言」表明（6 月 22 日）
	ライターの分別収集開始（令和 4 年 1 月）
	「加古川市ゼロカーボンシティ宣言」表明（令和 4 年 2 月 22 日）
令和 4 年度	広域ごみ処理施設「エコクリーンピアはりま」本格稼働（6 月）

1) 指定ごみ袋制度開始

ごみの減量と資源化の推進を目的として、家庭から出される「燃やすごみ」について、指定ごみ袋制度を導入した。指定ごみ袋は、平袋型と持ち手付き（レジ袋型）の 2 種類で、それぞれ大（45 リットル）中（30 リットル）小（15 リットル）の 3 種類であり、図 2.1 のとおりデザインを工夫している。



[出典] 加古川市ウェブサイト (https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyobu/kankyo_sesaku/junkan/siteigomibukuro/18334.html)

図 2.1 指定ごみ袋のデザインについて

2)「加古川市気候非常事態宣言」発令

全国的に大型台風、集中豪雨土砂災害などの大規模災害が頻発している気候危機というべき現状を重く受け止め、また国の「気候非常事態宣言」(令和2年11月)を受け、本市においても「加古川市気候非常事態宣言」を表明し、以下の取り組みを進めることとしている。

- 1 ごみ減量・資源化の取組を推進し、さらなる環境負荷の小さい循環型社会の構築を目指します。
- 2 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー、省エネルギー設備、電動車、蓄電池など、あらゆる環境配慮型製品の導入を拡大し、脱炭素社会の実現を目指します。
- 3 温室効果ガスの吸収源となる森林をはじめ、里山、川、海の豊かな自然を保全し、生物多様性の恵みを将来にわたって享受できる、自然共生社会を目指します。
- 4 環境問題や防災に関する教育・啓発を積極的に行い、人材育成を進めるとともに、環境意識の向上を目指します。

3)「加古川市ゼロカーボンシティ宣言」表明

本市の未来の環境を持続可能に発展させ、次世代に守り継ぐために、2050年二酸化炭素実質排出ゼロ、環境先進都市を目指して、「加古川市ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。またこれに対し、環境大臣メッセージを受けている。

なお、ゼロカーボンシティ宣言を行っている地方公共団体は、令和4年5月31日現在において702団体となっており、全国で足並みを揃えた取り組みが求められている。

～ゼロカーボンとは？～

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、実質的にゼロにすることを意味する。

「カーボン」と呼んでいるが、二酸化炭素が温室効果ガス排出量の中で約8割を占めることや温室効果ガスの排出量を温暖化係数を用いて二酸化炭素排出量に換算するのが一般的であることから、温室効果ガス全体を指す場合が多い。

4) ごみ処理広域化への移行(燃やすごみ、燃やさないごみ、直接搬入の粗大ごみ)

令和4年6月より、2市2町(加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)の可燃ごみ及び不燃・粗大ごみの処理を行う施設「東播臨海広域クリーンセンター」(愛称:「エコクリーンピアはりま」)が稼働開始しており、加古川市、稲美町、播磨町の1市2町は、高砂市へ事務の委託をしている。

なお、「エコクリーンピアはりま」へは、令和3年11月から家庭系の収集した燃やすごみの一部、令和4年1月から収集した燃やさないごみ・粗大ごみについて搬入を開始し、2月からは自己搬入も含めた市内から発生する家庭系・事業系のすべてのごみ(産業廃棄物等を除く)を搬入している。